

## 平成 23 年度環境情報の利用促進に関する検討委員会開催要項

### 1 目的

平成 22 年 12 月から開始した「企業の環境情報開示のあり方に関する検討委員会」の検討結果である平成 23 年 6 月「企業の環境情報開示のあり方について」(中間報告)の内容を受けて、更なる環境経営の普及拡大と環境情報の利用促進のため、「環境情報の利用促進に関する検討委員会」を設置する。

### 2 検討事項

検討会の検討事項は以下の通りとする。

- (1) 企業の環境経営が市場において普及・促進するための仕組み
- (2) 企業による重要な環境課題への対応のための官民連携策等

### 3 組織等

- (1) 検討会は、検討事項に関連する企業担当者と学識経験者等のうちから、株式会社新日本サステナビリティ研究所が委嘱する者をもって構成する。
- (2) 検討会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- (3) 委員長は検討会の議事運営にあたる。
- (4) 検討事項と関係のある者を座長の了承を得た上で参考人として出席させることができる。
- (5) 検討会の下に、学識経験者、関連団体、関係事業者等を集めたワーキンググループを置くことができる。ワーキンググループの運営は検討会に準ずる。

### 4 期間

平成 23 年 9 月 27 日から平成 24 年 3 月 28 日までとする。

### 5 会議の公開等

- (1) 検討会は公開とする。
- (2) 検討会の資料及び議事録については、会議の終了後、ホームページ等により公表する。開示範囲については、事務局が案を作成して、座長の承認を得るものとする。
- (3) ワーキンググループ及びその資料等は原則非公開とする。

### 6 庶務

委員会を円滑に運営するため、委員会の事務は株式会社新日本サステナビリティ研究所において行う。

### 7 その他

その他必要な事項は、株式会社新日本サステナビリティ研究所が座長に案を諮った上で、決定する。